

消費税法改正に伴う受講料等改定のお知らせ

当事業団が開催いたします各種事業に、平素よりご参加をいただき誠にありがとうございます。
ございます。

さて、このたびの消費税法改正に伴いまして、受講料等料金の一部を消費税率引上げ
(5%→8%)の範囲内で改定させていただきますので、何卒ご了承くださいませよう
よろしくお願いいたします。

なお、改定内容等詳細につきましては、各施設にてご案内しておりますので、ご確認
いただきますとともに、引き続きご参加、ご利用くださいますことを職員一同心よりお
待ちいたしております。



公益財団法人 尼崎市スポーツ振興事業団

